

議第120号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「（びわこ地球市民の森を除く。）」を削る。

付 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の滋賀県都市公園条例（以下「新条例」という。）第9条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定およびこれに関し必要な手続その他の行為（びわこ地球市民の森に係るものに限る。）は、この条例の施行前においても、新条例第9条の3、第9条の4、第9条の5第2項および第9条の7第3項の規定の例により行うことができる。
- 指定管理者に県の設置に係る都市公園（びわこ地球市民の森に限る。）の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に滋賀県都市公園条例の規定により知事がした許可その他の行為または知事に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものであって、当該指定管理者に行わせる業務に係るものに限る。）は、同条例の規定により当該指定管理者がした許可その他の行為または当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。